

対応職種：営業職・販売職、事務職

FP・不動産事務 マスター科

※FPとはファイナンシャルプランナーのことです。
FPは総合的な資産設計を行う専門家で、家計のお
医者さんのようなものです。

求職者支援訓練による 職業訓練受講生募集

訓練番号：4-24-38-02-03-0194

募集期間

2012/11/8(木)～
2012/12/12(水)

訓練期間

2013/1/24(木)～2013/7/23(火)

ファイナンシャル プランナーとは

FPは、ライフスタイルや
価値観、経済環境を踏ま
えながら、家族状況、収
入と支出の内容、資産、
負債、保険など顧客に関
するあらゆるデータを
集めて、現状を分析しま
す。そして、顧客のライフ
プラン上の目標を達成
するため、問題や不安を
解決するために、顧客の
立場で考え、長期的かつ
総合的な視点で様々な
アドバイスや資産設計
を行い、併せてその実行
を援助するファイナンシ
ャル・プランニングの専
門家です。

宅地建物取引 主任者(宅建)とは?

一般の人にとって、不動
産の購入は一生に一度
あるかないかの買物で
す。購入のための金額は
非常に高額で30年以上
という長い期間の住宅
ローンを利用し支払を
していく人も多いので
す。したがって、慎重にも
慎重を重ねて、取引をし
なければなりません。し
かし、一般の人には不動
産の取引についての知
識や経験はありません。
人の一生の「住」を預か
る貴重なそして責任の
ある仕事といえるので
す。

コース種別	実践コース(FP・不動産事務マスター科)
選考会場	2012/12/19(水) 13:00 ジョーブラ 2F(下記参照)株式会社海援隊松山校集合 13:10～筆記試験(簡易適性検査)・面接 ※選考日にどうしても参加できない場合は前日までにご連絡ください※筆記用具持参
選考結果通知	2012/12/26(水) 発送予定
訓練受講期間	2013/1/24(木)～7/23(火) 授業時間/10:20～16:50 (週4日程度・土日祝は休み)
訓練実施施設	〒790-0952 松山市朝生田5丁目1番25号 ジョーブラ2F 株式会社海援隊松山校 070-6485-9666
めざせる資格	[任意取得]宅地建物取引主任者・2級FP技能士 (本講座では試験対策レベルの授業のみとなります。資格取得には別途受験料が必要となります。)
訓練対象者	特定求職者※詳しくは、所轄のハローワークにお問い合わせください。
受講要件	特になし

訓練目標 (仕上がり像)

金融、証券、保険、社会保険、税金、不動産の事務処理について
の知識、技能を習得することができる。修了後は、金融会社、証券
会社、保険会社、不動産会社、建築会社、一般企業において、コン
サルティング職、営業職、事務職として活躍できる。

募集定員

定員25名

※応募者が12人以下の場合はコースを中止する場合があります。

学習内容

社会／就職支援／安全衛生／職業能力基礎講習／タックス基礎／タ
ックス実務演習／ライフ・社会保険基礎／ライフ・社会保険実務演習
／金融資産運用基礎／金融資産運用実務演習／リスク管理基礎／リ
スク管理実務演習／相続基礎／相続実務演習／不動産基礎／不動
産実務演習／権利関係基礎／民法実務演習／宅建業法基礎／宅建
業法実務演習／法令上の制限基礎／法令上の制限実務演習／

就職や昇進にも強いFP(ファイナンシャル
プランナー)。熟練された講師陣なので、
初心者の方でも安心して受講できます。

自己負担額

受験料は、無料です。別途テキスト代 10,080 円が必要です。

申込方法

受講申込書の交付

所轄のハローワークに求職申込を行い、求職者支援訓練の「受講申込
書」を受け取ってください。

申込書の提出

要件を満たす方は「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、(所轄のハ
ローワークの受理印があるもの)下記の書類提出先に郵送してくださ
い。790-0012 松山市天山3丁目7-38株式会社海援隊 担当:谷口

選考会・面接

松山市朝生田5丁目1番25号(ジョー・ブラ2F)

選考結果の通知

選考会にご参加いただいた方に、郵送にて選考結果を通知させていた
だきます。※個人情報に関しては、個人情報保護に関する法律を遵守
し、適切に管理いたします。

訓練実施機関

株式会社海援隊 愛媛県松山市天山3丁目7-38

求職者支援訓練問合せ番号

070-6485-9666

担当者(谷口)

ジョー・プラ住所(駐車場無料) ↓
松山市朝生田5丁目1番25号



◆職業訓練受講給付金について◆

特定求職者の方がハローワークの支援支持を受けて求職者支援訓練を受講し、
一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当と通所手当)
が支給されます。※詳しくは所轄のハローワークまでお問い合わせください。